

件 名	子育て支援について
受付日	令和7年4月 16 日
ご意見・ご提案 の概要	多子世帯への負担軽減策として、兄弟の年齢や保育所などの利用に関わらず、保護者と同一の子が2人以上いる場合は、第2子の保育料を半額に、第3子以降の保育料及び給食費を無料にしてほしい。 岐阜県として施策を推進してほしい。
県の考え方	国の多子世帯負担軽減制度では、第1子が小学校就学前の世帯に対し、第3子以降の保育料や副食費を無償化としています。県では、平成28年度から、国制度の範囲をさらに拡充し、第1子が18歳未満で、年収470万円未満（市町村民税所得割税額97,000円未満）の世帯に対し、第3子以降の保育料や副食費を無償化する市町村を支援しています。
担当課	子ども・女性部 子育て支援課